



新なんこくフライト・プラン

～第2次南国市障害者基本計画～

(平成22年度～平成26年度)



南 国 市

平成22年3月

はじめに

平成 21 年 10 月 1 日に南国市は市制施行 50 周年を迎えることができました。これもひとえに市民の皆様方のご協力があったることと感謝を申し上げます。

南国市では、平成 11 年に「なんこくフライト・プラン～南国市障害者計画～（平成 12 年度～21 年度の 10 か年計画）」を策定して、障害のある方への取り組みを進めてきました。

これまでの 10 年の間には、障害者福祉制度の変化、高齢化の進展などがあり、障害者を取り巻く状況は大きく変化してまいりました。また、近い将来、障害者自立支援法を廃止し、新たな総合的な制度が策定されることとされており、今後も障害者福祉制度は、変化を続けることが予想されます。

こうしたなか、この度、平成 22 年度から 26 年度までの南国市の障害者施策の基本的な方向を定める計画として、「新なんこくフライト・プラン～第 2 次南国市障害者基本計画～」を策定いたしました。

この計画では、障害のある人が、地域社会の中で障害のない人と同じように社会の一員として生活を営み、行動できる社会づくりを目指す「ノーマライゼーション」を基本理念とし、障害があっても、社会の一員として社会、経済、文化、その他あらゆる利益を平等に受けられる「完全参加と平等」を将来目標としています。

この計画に基づき、誰もが地域で安心して生活を送ることができる健康文化都市づくりを進めてまいります。

この計画を実現していくためには、行政だけでなく、市民の皆様をはじめとして、関係機関や団体、企業などが互いに連携して取り組んでいくことが大切であると考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後になりましたが、この計画策定にあたり、アンケート調査にご協力いただきました皆様、そして貴重なご意見やご提言をいただきました「南国市障害者自立支援協議会」ならびに「計画部会」の皆様にご心からお礼を申し上げます。

平成 22 年 3 月

南国市長 橋詰 壽人

目次

第1章 計画の策定にあたって

1.計画の策定の趣旨	4
2.計画の概要	5
3.計画の基本的な考え方	6
4.計画の基本目標	6
5.計画の策定体制	6
6.今後の取り組み	7

第2章 南国市の概況

1.南国市の概況.....	8
2.障害者の状況.....	8
3.相談機関、各種申請窓口等の状況.....	12

第3章 計画の体系図

13

第4章 基本目標に対する現状と課題、施策等

基本目標1「市民参加」	
①啓発と組織の充実.....	14
②総合化の推進.....	16
基本目標2「安心と安全の確保」	
①保健医療・支援活動の充実.....	18
②教育の充実	20
③福祉サービスの充実	22
基本目標3「自立支援」	
① 生活支援の充実	24
②雇用、就労の充実.....	27

基本目標 4「地域でともに生きる」

①文化、スポーツ活動の促進.....	29
②やさしい環境づくり	30

参考資料

アンケート結果報告.....	32
南国市障害者自立支援協議会および計画部会委員名簿.....	47
第2次南国市障害者基本計画策定経過	48

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

南国市における障害者施策は、「なんこくフライト・プラン～南国市障害者計画～（平成12年度～21年度の10か年計画）」に基づき、障害者（※1）の社会のあらゆる分野への「完全参加と平等」の実現を掲げ取り組んできました。

計画期間中、平成18年度からは障害者自立支援法（※2）が施行されるなど、障害者を取り巻く環境は制度の変革と社会情勢の推移により大きく変化してきました。

現在国では、平成15年度～24年度までの10年間を計画期間とする「障害者基本計画」および、その計画期間の後半にあたる平成20年度～24年度を期間とする「重点施策実施5か年計画」が策定されています。また、高知県でも平成15年度～24年度までの10年間を計画期間とする「高知県障害者基本計画」が策定されており、障害のある人もない人も、お互いに尊重し、理解し、助け合いながら自己実現をすることができる「共生社会」を目標に掲げています。

南国市では、障害者自立支援法に基づき、障害者計画の中の福祉サービスの計画的な供給体制の整備を図るため、平成18年度に「第1期南国市障害福祉計画（平成18年度～20年度）」、平成21年度に「第2期南国市障害福祉計画（平成21年度～23年度）」を策定し、福祉サービスの計画的な基盤整備、サービス提供体制の確保に努めてまいりました。

こうした中、平成21年度末で「なんこくフライト・プラン～南国市障害者計画～」の期間が終了をすることに伴い、現状に即した新しい障害者計画として、「新なんこくフライト・プラン～第2次南国市障害者基本計画～」を策定することとなりました。本計画は、近年の障害者を取り巻く環境の変化の速さや、現在3年ごとに策定されている「南国市障害福祉計画」との周期を合わせることを考慮し、平成22年度～26年度の5ヶ年計画とします。計画期間中、障害者施策のさらなる充実を図るとともに、前計画からの方針である、障害者の社会のあらゆる分野への「完全参加と平等」の実現にむけて、より一層取り組んでいきます。

※1 障害者【しょうがいしゃ】

この計画における「障害者」は、心身に障害のある方に加えて難病患者も含むものとする。また、本計画での障害者という記載には障害児を含むものとする。ただし、障害児に限定させる事柄については障害児と記載する。

※2 障害者自立支援法【しょうがいしゃじりつしえんほう】

障害のある人々の自立を支えるため、障害の種別（身体障害・知的障害・精神障害）にかかわらず、必要とするサービスを利用できる仕組みをつくった法律。利用者が利用したサービスや所得に応じて一定の自己負担額を支払う必要がある。

2 計画の概要

この計画は、障害者基本法（※3）第9条第3項に基づく「市町村障害者計画」として位置づけられ、南国市における障害者の状況等を踏まえ、南国市の障害者のための施策に関する基本的な計画を定めるものです。計画期間を平成22年度（2010年度）～平成26年度（2014年度）の5年間とし、「南国市障害福祉計画」や「南国市総合計画（※4）」、その他の計画との整合性を考慮しながら、施策の実現を図ります。また、本計画は第2次計画であることも踏まえ、可能な限り現在の施策の状況等も掲載します。

関連計画一覧

- ・南国市総合計画
- ・南国市障害福祉計画
- ・南国市行政改革大綱
- ・南国市中期財政収支ビジョン
- ・南国市次世代育成行動計画（み・ら・い）
- ・南国市健康南国21計画☆きらり☆
- ・南国市食育推進計画
- ・南国市母子保健計画
- ・南国市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画
- ・南国市都市計画マスタープラン
- ・南国市住宅マスタープラン
- ・南国市環境基本計画
- ・南国市地域防災計画
- ・南国市教育要覧

※3 障害者基本法【しょうがいしゃきほんほう】

身体障害、知的障害、精神障害を対象として、施策の基本理念や生活全般にかかわる施策の基本となる事項を定めた法律で、障害のある人の「完全参加と平等」を目的としている。

※4 南国市総合計画【なんこくしそうごうけいかく】

南国市の将来像を決めるための計画であり、現在平成18年度～27年度の第3次計画が策定されている。「いきいきなんこく みんなで築く協働のまちづくり」をキャッチフレーズとして掲げ、その実現に向けて、市民と築く「地域協働のまちづくり」、安全で利便性の高い「快適環境のまちづくり」、安心して生涯を託せる「健康福祉のまちづくり」、心豊かにふれあう「文化交流のまちづくり」、活力あふれる「産業拠点のまちづくり」の5つの基本施策を掲げている。

3 計画の基本的な考え方

「ノーマライゼーション（※5）」を基本理念とし、障害があっても、社会の一員として社会、経済、文化、その他あらゆる利益を平等に受けられる「完全参加と平等」を目標（目指す社会の姿）とします。全市民とともに進める基本計画であり、その方向性を示すものです。

4 計画の基本目標

前回の計画からの目標である、次の4つの基本目標をもって障害者施策を推進していきます。

- (1) 市民参加 全市民が参加し、障害者に対する理解と交流を深め、福祉サービスシステムづくりを推進します。
- (2) 安心と安全の確保 障害者が安心して安全に暮らしていけるシステムづくりを推進します。
- (3) 自立支援 障害者が主体性を持って暮らしていける環境づくりを推進します。
- (4) 地域で共に生きる 障害者の意欲を引き出し、地域で共に生きる環境づくりを推進します。

5 計画の策定体制

南国市福祉事務所に事務局を置き、南国市障害者自立支援協議会（※6）の計画部会において課題等を検討したうえで、市各担当部署で点検等をおこない、南国市障害者自立支援協議会の承認を得て策定しました。

計画の策定にあたって、障害のある方々にアンケート調査を実施し、多くの方のご協力をいただきました。その結果より、障害者のニーズを把握し、計画に反映させました。

※5 ノーマライゼーション【の一まらいぜーしょん】

障害のある人が、地域社会の中で障害のない人と同じように社会の一員として生活を営み、行動できる社会づくりを目指すという考え方。

※6 南国市障害者自立支援協議会【なんこくししょうがいしゃじりつしえんきょうぎかい】

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第77条の規定に基づく相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として、本市における障害者等の自立生活を支援することを目的とし、設置された協議会。その中には、障害者計画などを協議する計画部会などの専門部会が設置されている。

6 今後の取り組み

南国市障害者自立支援協議会において、年度毎に計画の進捗状況を確認していき、今後の課題を検証していきます。

第2章 南国市の概況

1 南国市の概況

本市は、高知県の中心部に位置し、土佐の稲作発祥の地として知られ、古代には政治、文化の中心地「土佐のまほろば」として栄えてきました。近年では、四国横断自動車道南国インターチェンジ、高知龍馬空港を有し、同時に高知新港に隣接し、高知県中心部の交通の要衝を占めるとともに、南国オフィスパークや流通団地の整備が進むなど、新産業拠点としても発展を期しています。

そのような中、少子高齢化社会の到来、高度情報化の進展、地方分権の推進、住民ニーズの多様化などにより、本市を取り巻く状況は少しずつ変化をしております。

市の統計（20年度末現在）

面積	125.35 km ²		
人口	49,764人	外国人登録者数	269人
男	23,645人	男	140人
女	26,119人	女	129人
世帯数	21,114世帯	登録国籍数	34カ国

2 障害者の状況

以下では、各種手帳取得者等の人数を掲載させていただきます。市民の中には、さまざまな理由で障害があっても手帳の取得等をおこなっていない方もいます。本計画は、各種手帳取得者等に限らず、すべての心身に不自由がある方を対象としています。

① 身体障害者年度別推移

下表は身体障害者手帳所持者の年度別推移で、平成 20 年度末における 18 歳未満の身体障害児は 37 人、65 歳以上の身体障害者は 1,830 人です。平成 20 年度に、台帳整理（手帳未返還者の職権削除）を行ったため、20 年度末の総数は減少しておりますが、基本的に手帳交付者数は増加傾向にあると言えます。

身体障害者手帳所持者数(総数)

[各年度末現在 単位:人]

障害別	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
視覚障害	144	144	156	154	156	144
聴覚平衡 機能障害	153	157	154	161	166	155
音声・言語 そしゃく 機能障害	31	32	32	32	33	31
肢体不自由	1,399	1,431	1,462	1,503	1,541	1,445
内部障害	615	670	724	765	817	842
総数	2,342	2,434	2,528	2,615	2,713	2,617

身体障害2級以上(重度)障害者手帳保持数

[各年度末現在 単位:人]

障害別・級	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
視覚障害	1級	65	63	67	67	69	70
	2級	38	38	44	40	39	44
聴覚・平衡 機能障害	1級	3	3	3	3	3	3
	2級	50	51	51	53	55	55
音声・言語 そしゃく 機能障害	1級	0	0	0	0	0	0
	2級	0	1	1	1	1	1
肢体不自由	1級	371	370	381	391	392	413
	2級	357	360	355	357	362	375
内部障害	1級	322	341	357	381	402	449
	2級	6	8	8	10	7	15

② 知的障害者年度別推移

下表は療育手帳所持者の年度別推移で、知的障害者は年々増加傾向にあります。平成20年度末における18歳未満の知的障害児は58人、65歳以上の知的障害者は26人です。

〔各年度末現在 単位:人〕

障害別	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
A1	53	55	56	58	68	68
A2	56	60	64	65	68	70
B1	87	91	90	92	95	97
B2	64	69	75	76	76	84
総数	260	275	285	291	307	319

③ 精神障害者年度別推移

下表は精神障害者保健福祉手帳所持者と自立支援医療受給者証交付数の年度別推移です。手帳の所持に関わらず自立支援医療の受給が可能です。

精神障害者保健福祉手帳保持者数

〔各年度末現在 単位:人〕

障害別	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
1級					8	10
2級					85	101
3級					28	34
総数	107	110	134	122	121	145

19年度以降は県のデータに基づき、等級ごとに人数を出しています。

自立支援医療受給者証交付者数

〔各年度末現在 単位:人〕

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
総数	208	454	464	540	520	452

④ 難病患者年度別推移

下表は疾患別難病患者数の年度別推移です。患者数は増加傾向にあり、パーキンソン病が最も多くなっています。

〔各年度末現在 単位:人〕

疾患名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
パーキンソン病	53	62	60	65	60
潰瘍性大腸炎	33	30	29	36	40
強皮症・皮膚筋炎、及び多発性筋炎	19	21	21	20	21
全身性エリテマトーデス	17	19	19	22	23
脊髄小脳変性症	14	19	20	18	20
クローン病	17	18	18	19	18
網膜色素変性症	16	15	15	15	13
後縦靭帯骨化症	16	14	14	13	11
サルコイドーシス	11	12	12	14	15
ベーチェット病	10	12	12	13	12
その他	73	76	75	70	74
合計	279	298	295	305	307

3 相談機関、各種申請窓口等の状況

(市内関係機関)

名称	所在地・電話番号・主な事業内容
南国市福祉事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・南国市大桶甲2301 ・088-880-6566 ・障害者手帳をはじめ手当や福祉サービス、福祉制度の相談や申請の窓口です。
南国市保健福祉センター	<ul style="list-style-type: none"> ・南国市大桶甲320 ・088-863-7373 ・各種予防接種、健康診査や、さまざまな保健に関する相談・支援を行っています。
南国市社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・南国市日吉町2-3-28（社会福祉センター内） ・088-863-4444 ・ボランティア活動への支援、福祉や生活の相談・支援などを行っています。
地域活動支援センター「南国」	<ul style="list-style-type: none"> ・南国市日吉町2-3-28（社会福祉センター内） ・088-854-8100 ・福祉全般や生活上の悩みなど、障害に関するあらゆる相談・支援をおこなっています。

(県の関係機関)

名称	所在地・電話番号
(県立)療育福祉センター	<ul style="list-style-type: none"> ・高知市若草町10-5 ・子どもの発達に関する相談・支援—088-844-4478 ・障害のある人の更生相談—088-844-4477 ・発達障害に関すること—088-844-1247 ・こどもの聞こえに関すること—088-844-3777
(県立)中央東福祉保健所	<ul style="list-style-type: none"> ・香美市土佐山田町山田1128-1 ・0887-53-3171
(県立)精神保健福祉センター	<ul style="list-style-type: none"> ・高知市丸ノ内2-4-1（保健衛生総合庁舎内） ・088-821-4966
(県立)自殺予防情報センター	<ul style="list-style-type: none"> ・高知市丸ノ内2-4-1（保健衛生総合庁舎内） ・088-821-4506
(県立)ひきこもり地域支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・高知市丸ノ内2-4-1（保健衛生総合庁舎内） ・088-821-4508

第4章 基本目標に対する現状と課題、施策等

～基本目標1「市民参加」～

基本項目①啓発と組織の充実

(1) 広報、啓発活動の推進

<現状と課題>

現在、情報提供が必要な場合は随時、市の広報紙「広報なんこく」やホームページに情報を掲載しています。また、南国市社会福祉協議会発行の「社協だより」では、障害者に関するさまざまな取り組み等も掲載されています。また、市内のバリアフリー対応施設（障害者用トイレ設置状況等）を記載した「ハートフルマップ」を作成し、関係窓口等で配布するなどの取り組みもおこなってきました。しかし、掲載内容は平成14年3月31日現在のものであるため、情報を更新した新たなマップを作ってほしいとの要望があります。

障害者を対象としたニーズ調査におきましても、各種制度などさまざまな情報を広報等に掲載してほしいという意見が多く、障害者施策を広く理解していただくためには、広報、啓発活動が重要となってくると考えられます。現在ではインターネットの普及が進んでいることもあり、ホームページも有効に活用していく必要があります。また、ニーズ調査の「南国市障害福祉計画、南国市障害者計画（なんこくフライト・プラン）を知っていますか？」との問いには、ほとんどの方が「知らない」または「名称は聞いたことがあるが、内容は知らない」という回答でした。南国市における障害者施策のあり方を知っていただき、全市民が協力して障害者にやさしい南国市を築いていくためにも、本計画の周知を進めていくことが必要といえます。

<施策等>

- 「広報なんこく」に障害者コーナーを設置して本計画に関する情報等を掲載し、計画されている施策の内容や進捗状況、また、各種制度などの情報提供を行います（平成22年度から、2か月に1回程度）。また、本計画をホームページで閲覧できるようにしたり、本計画について要約した内容を記載したチラシを全戸配布したり（平成22年度）するなど、情報提供の充実を図ります。
- 市内のバリアフリー対応施設や相談機関などを記載した「ハートフルマップ」を新たに作成します（平成22年度）。そのマップを活用して、バリアフリー施設の周知や民間施設へのバリアフリー化の啓発を行います。
- 啓発用パンフレットや、関連イベントなどのお知らせ等がある場合、さまざまな機会を通して配布・広報するように努めます。
- 各機関の相談窓口等で、障害に対する理解と正しい情報・知識の提供や市民一人ひとりの心身の健康につながる支援、普及啓発などをより一層取り組んでいきます。

(2) 交流事業の推進

<現状と課題>

現在「なんこくボランティア DAY」や「土佐のまほろば祭り」などのイベントを毎年開催しています。「なんこくボランティア DAY」ではボランティア活動の啓発に取り組んでいます。また、「土佐のまほろば祭り」においても、障害者施設利用者の方や在住外国人の方などにも出店をしていただくなど、さまざまな方々の交流の場となっています。多くの方が参加しやすいイベントにするためには日程調整や広報活動等さまざまな取り組みをおこなう必要があります。今後もさまざまな形で交流活動を推進していきます。

<施策等>

- 「土佐のまほろば祭り」では今後も新たな団体などにも呼びかけを行い、交流拡大を図ります。また、障害がある方でも参加しやすい祭りとなるように努めます。
- 「なんこくボランティア DAY」の広報活動等に力を入れ、より多くの方に参加いただき、障害者との交流ができる場として発展・拡大をさせていきます。
- さまざまな施設・団体がおこなっているイベント等の開催を支援し、それらへの積極的な参加を呼び掛け、交流活動を推進します。

(3) ボランティアの育成活動の推進

<現状と課題>

南国市社会福祉協議会や保健福祉センター等でさまざまなボランティアの育成活動を行ってきました。そのような活動に参加していただいた方は、現在もいろいろなボランティア活動に参加していただいています。しかし、障害のある方に寄り添うことができる地域住民のさらなる有志は、今もなお求められています。今後は、ボランティア活動に対する理解と参加を得られるような活動をさらに推進していくとともに、それぞれの活動の連携を強めていく必要があります。

<施策等>

- 南国市社会福祉協議会で開催しているボランティア育成講座（月1回開催）や福祉入門教室（毎年夏に開催）を市内福祉施設やボランティア団体との連携により、内容の充実発展を図ります。
- 学生などにもより身近にボランティアを感じていただく機会として「なんこくボランティア DAY」の際には、さまざまな協力を求めています。
- 現在市内1幼稚園、13小学校、4中学校、4高校、1分校を福祉活動推進校に指定しています。今後も、ノーマライゼーションの理念を啓発し、ボランティア活動が日常化するように、福祉教育の充実を図ります。

- 地域福祉コーディネーター（※7）によりボランティア活動の情報提供を行います。
また、環境整備を図り、企業ボランティアの活性化に向けて個別企業、商工会等との連携を強化します。
- 学校や地域に出向き、車椅子体験学習などを通じて障害への理解を深めてもらい、ボランティア活動へつながるように取り組みます（年間のべ40～50回）。
- 障害者への理解を深めるためのボランティア講座を3障害（身体・知的・精神）を含んだ位置づけで開催することで、多くのボランティアを養成します。
- *手話通訳者派遣の見込み数：10人（平成23年度）
（*第2期南国市障害福祉計画より抜粋）
→ニーズに対応して、手話奉仕員養成研修を香南市、香美市と共に広域で開催します。

基本項目②総合化の推進

（1）障害者施策の推進

<現状と課題>

地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として、また、本市における障害者等の自立生活を支援することを目的として、平成20年度に南国市障害者自立支援協議会が設置されました。また、第3次南国市総合計画（平成18年度～27年度）の中にも障害者施策を盛り込んでおり、ノーマライゼーション化の推進等を掲げています。それらを踏まえて、施策を積極的に推進していく必要があります。

<施策等>

- 南国市障害者自立支援協議会において、年度毎に計画の進捗状況を確認して、今後の課題を検証していくことにより、障害者施策の推進を着実にこなしていけるようにします。
- 南国市障害者自立支援協議会や相談支援事業等を通じて、障害者のニーズを汲み取り、施策に反映できるようにしていきます。

※7 地域福祉コーディネーター【ちいきふくしこーでいねーたー】

地域福祉、保健、医療などにかかわる施設、関係機関、団体の調整や連携などの業務をおこなう人。社会福祉士の資格または社会福祉主事の任用資格を有し、業務経験のある者が任用されている

(2) 各種施策との連携

<現状と課題>

保健、医療、福祉、教育等広範な分野にわたり、それぞれの施策との連携をしてきました。また、本市では各分野においてさまざまな計画を策定しており、それらと本計画との整合性を図っていく必要があります。今後は、南国市障害者自立支援協議会などを活用し、さらに連携を強化していく必要があります。

<施策等>

- 各分野の代表者が集まる南国市障害者自立支援協議会などで意見交換を行うなど、保健、医療、福祉、教育等さまざまな分野と連携を図り、本計画や施策等を推進します。
- 各種施設や団体等とも情報交換や、交流の場を設け、福祉サービスの向上などにつなげていきます。
- 子育て支援の施策と連携して、保育等の充実をおこなうなど、施設職員が働きやすい環境づくりを進めます。

(3) 民間福祉サービスの振興

<現状と課題>

近年では、障害者のニーズの多様化や度重なる制度の改正等があり、実際にサービスを提供する民間福祉施設の役割は一層重要となってきています。各施設のサービスの充実への支援となる取り組みを進めていく必要があります。

<施策等>

- 各種施設と協力し、民間福祉サービスの振興を支援していくことで福祉サービスの充実につなげていきます。
- 各施設利用希望者のニーズに応じた情報提供や、苦情などへの適切な対応ができるような体制を整えます。

～基本目標 2 「安心と安全の確保」～

基本項目①保健・医療・支援活動の充実

(1) 障害の予防、早期発見、保健活動

<現状と課題>

障害があってもなくても自分たちの住み慣れた地域で、住民の一人ひとりが自分らしく生きることができるために、それぞれの障害を相互理解し、支え合うことができるような地域づくりを支援しています。疾病や障害の重症化を防止するには、早期発見、療育を進めていく必要があります。

また、国全体で、過去 11 年連続で自殺者が 3 万人は下らないといった実情があり、南国市においても、過去 10 年間の自殺者は、年間 10～20 人で推移しています。経済的な問題など、生きづらさの背景には解決の困難な事情もあると思われていますが、できる限りの対策を行うことが必要と考えられます。

<施策等>

- 保健福祉センターでの母子健康手帳交付時の面接を出発点とし、妊娠期から始まる子育て支援を実施しています。妊婦の健康診査、親の育児不安の軽減・虐待予防の支援、また、親自身に心身不調や何らかの障害がある方への支援などを、今後も関係機関と連携を強化しながら行っていきます。
- 乳幼児への予防接種を通じて疾病の予防、健康診査により疾病等の早期発見に努めております。しかし、こどもによって発達・発育に個人差が大きく、乳幼児健診の場で、確実にすべてを判定するには困難な場合があります。日頃からこども達をみている小児科医・保育所・幼稚園等との連携体制の強化や、こどもの成長に心配を持つ親がもっと気軽に相談できるような体制づくりを進めていきます。
- 保健福祉センターで月 1 回「ミニデイケア」として、病気の予防・再発防止ならびに、心身のケアにつながる活動を行っています。今後も活動を継続していき、より良い家庭生活や社会生活を送ることができるよう、内容の充実を図っていきます。
- 自殺問題について、市民が、こころもからだも健康でいられるような相談・支援体制の整備を進めます。

(2) 障害のある方への支援

<現状と課題>

現在、障害のある方への支援となるさまざまな活動が行われており、障害者の社会参加の促進等につながっております。そのような活動の振興を図るとともに、医療機関等とも連携を図り、それぞれの障害に応じた適切な支援ができるようにすることが重要となってきます。

<施策等>

- 医療機関や福祉保健所など関係機関との連携を強化し、適切な医療を受けることができる体制や、社会復帰が円滑に進むような体制を充実させていきます。
- 障害者が相談をし、交流できる場所として、地域活動支援センター「南国」が設置されました。今後も、障害者が気軽に余暇を過ごすことのできる場所の整備を検討していきます。
- 身体障害者やボランティアの方でつくっている「南国市身体障害者協議会」、知的障害者を持つ家族等で作っている「南国市手をつなぐ育成会」（共に南国市社会福祉協議会内に事務局があり、障害者福祉の増進を目的とし、交流活動などを行っています）などの障害者団体の活動充実や周知を支援していきます。
- 精神障害のある方やその家族とボランティアとで現在月1回「こだまの会（南国市こころの健康を考える会）」を開催しており、精神障害があってもなくても自分らしく暮らすために、座談会などの活動をしています。今後も活動を継続し、内容の充実や周知を図っていきます。
- 保健福祉センターで、障害のある方の家族支援のための「家族の集い」を現在年4回開催し、家族がお互いに気持を分かち合ったり、障害に関する勉強をしたりする活動をしています。今後も活動を継続し、開催回数を増やすなど、取り組みのさらなる充実を図っていきます。
- 難病患者の一般相談を福祉事務所や保健福祉センターでも受け付け、福祉保健所や関連機関との連携を強化し、難病患者への支援がスムーズに行えるようにしていきます。また、難病団体等とも協力し、支援を進めていきます。
- その他、障害のある方への支援につながる取り組みを、積極的に考案・実施していきます。

基本項目②教育の充実

(1) 就学前保育、教育の充実

<現状と課題>

市内各保育所(園)では、障害のある乳幼児についても受け入れを前提として、入所に向けた相談に応じています。また、障害の種別や程度に応じて、1日あるいは半日加配保育士(※8)等を配置して、障害のために保育所での生活に支障がでることのないように努めています。

障害のある人もない人も共に生きる社会を実現するためには、教育の初期の段階において、共に出会い、ふれあい、交流を進めていく教育が必要です。共同生活や遊びを通してお互いが助け合い、思いやるところが育つ保育を行う必要があります。

<施策等>

- 障害のある乳幼児について、相談窓口の整備を進めるなど相談体制強化を行うとともに、保育希望者全員の受け入れを目標にして取り組んでいきます。
- 配置加配保育士等で、家庭や専門機関との連携を密にするなど、障害児保育の充実を進めていきます。
- 職員研修として、定期的に障害児に関する勉強会を開催しています。それらを通して、障害のある児童の理解を深め、より良い支援を実施できるように努めていきます。
- 民営化した保育所など、保育所ごとにサービスに違いが起らないよう、指導や連携体制の充実を図ります。
- 障害児通園施設への通所を活用し、療育指導を進めていきます。また、障害児通園施設と児童デイサービス事業所、学校、保育所等との情報交換の場の整備を検討します。

(2) 学校教育の充実

<現状と課題>

就学前保育との取り組みをさらに発展させ、障害の実態や発達段階に応じた適切な教育が受けられる体制を整備するとともに、家庭や関係機関等と連携を密にしながら、個々の適切な支援を図るための特別支援教育の充実に努めています。

現在義務教育では、学年に関係なく同じ障害種別の児童8人までが学級を編成することとなっています。しかし、同じ障害でも、児童生徒一人一人の障害実態と発達段階に違いがあるため、一人の教員では、個々に応じたきめ細かい指導ができにくいという問題があります。また、障害のある子どもを幼児期から継続的、計画的に支援するために保育行政と教育行政の一元化を進めていくことも課題となっています。

※8 加配保育士【かはいまいくし】

障害のある子どもの安全の確保を第一の目的として、生活面や発達面の援助をするために配置される保育士。

<施策等>

- 家庭や幼稚園、保育所（園）との連携をさらに充実させ、個々の障害実態や発達段階に応じて、保育と学校との間で計画的に支援ができる体制づくりを進めます。
- 特別支援学校・特別支援学級と通常学級との交流を積極的に進めるなど、障害のある児童生徒の理解に努めます。
- 現在、年3回市内特別支援学級の児童生徒で交流会を開催しています。今後も、そのような交流の場を充実させて、親睦を深め、仲間づくりを行っていきけるよう支援していきます。
- 特別支援教育の充実と教員の資質・指導力の向上を目指し、関係機関等と連携を図りながら障害理解や指導方法の実践研究に努めます。
- 教職員研修の推進や個別の指導計画の作成を図りながら、障害のある児童生徒が、学校運営全体の中で組織的に教育・支援が受けられるよう取り組んでいきます。
- 就学指導を充実させるため、保育所（園）、幼稚園、保健師等との連絡会を開催します（平成22年度から）。
- 学校教育施設のバリアフリー化を進めます。
 - ・北陵中学校体育館の耐震化工事でスロープを設置（平成22年度）
 - ・香長中学校の校舎建て替えてエレベーター、身障者用トイレを設置（平成22年度）

（3）生涯学習の充実

<現状と課題>

障害者に対する正しい理解を得るためには、社会のあらゆる場所で、さまざまな年代の方への学習の機会を提供することが必要です。

現在、図書館や公民館などを増改築する際には、障害がある方でも利用可能なバリアフリー対応の施設となるようにしております。今後、そのような施設を有効に活用して、学習の機会を増やしていくことが課題となります。

<施策等>

- 障害者問題について、講演会や車椅子等体験学習など社会教育の様々な機会を通じて、市民の理解を深めていきます。
- 講演会など学習活動の際には、障害のある人もない人も同じように参加できる体制づくりを行います。
- 社会教育施設の増改築にあたっては、バリアフリー対応となるようにして、障害があっても気軽に利用できる施設づくりを継続していきます。
 - ・三和公民館のバリアフリー化（平成24年度）

基本項目③ 福祉サービスの充実

(1) 相談、サービス体制、情報提供の充実

<現状と課題>

平成 19 年度から地域活動支援センター「南国」に相談支援事業を委託し、福祉事務所、保健福祉センター等の関係機関と連携を図りながら取り組んでいます。また福祉事務所の窓口には耳が不自由な方への対応として、ハンディタイプマイクレシーバー（耳にレシーバーをあてると会話が鮮明に聞こえる装置）を設置するなどして、適切に情報を伝えることができるように努めています。

ニーズ調査においては、時間に制約があることや、プライバシーが守られるか不安がある等の意見が多くありました。また、相談窓口がわからないとの意見もありました。現在、多様化する相談内容に対応するため、専門的な相談、総合的な相談体制の整備が図られつつありますが、相談を受ける方が、相談しやすい環境を整えとともに、相談窓口の周知を進める必要があると考えられます。

<施策等>

- 地域活動支援センター「南国」での相談支援を充実・整備していくなど相談体制強化に努めます。また、相談窓口の周知徹底、対応する職員体制の整備等に取り組めます。
- 地域活動支援センター「南国」において、平日の日中活動や相談を行っていますが、休日のニーズも高いため、月に 1 度、休日の日中活動や相談を実施するなどの体制の検証を行います（平成 22 年度から）。
- 重度心身障害者を対象とした相談支援体制を増やします（平成 22 年度から「土佐希望の家」に委託予定）。
- 現在の相談支援体制を継続しつつ、相談支援に係る部署相互の連携と相談支援専門員の確保に努めます。

(2) 障害福祉サービス等の充実

<現状と課題>

障害者自立支援法施行後、サービスの利用状況や、今後の見込み量、目標などを定めた「南国市障害福祉計画」を作成し、サービスの充実を図っています。相談、聴き取り等を通じて障害者のニーズの抽出を行い、適切なサービスの供給ができる体制整備を進めることが今後の課題となります。

<施策等>

- ホームヘルプサービス事業については、福祉事務所で相談、聴き取り等を行う中で、重度の障害の方には、2人体制など、ニーズに合わせた対応を心がけています。今後は、事業所の格差是正などにも取り組み、ニーズに応じた適切なサービスを提供できるよう努めます。
 - 障害児の日中活動支援に関するアンケート調査(平成21年12月～22年1月に実施)の結果によると、長期休暇中(夏休み等)の預かりの要望が多数ありました。
 - 児童の長期休暇事業(夏休み等の一時預かり)を実施します(平成22年度)。
 - 介護者の負担の軽減や緊急時に対応するため、ショートステイ事業の充実を図ります。
 - 福祉施設入所者や入院中の精神障害者が、在宅でも安心して生活ができるように、体制整備や支援の充実、連携強化を図り、地域生活への移行を促進します。
 - 難病患者に対して、日常生活用具給付事業等によりサービスの充実を図ります。
 - デイサービス事業については、各事業所での自立支援法に基づく生活介護等サービスのほかに、日中一時支援事業として、市内事業所等を指定しています。
 - *児童デイサービスの利用者数見込み：8人(平成23年度末)
 - *日中一時支援事業の利用者数見込み：20人(平成23年度末)
 - (*それぞれ第2期南国市障害福祉計画より抜粋)
 - 児童デイサービス、児童の日中活動支援の事業所を整備(1か所)するなど、支援の充実に努めます。
 - *グループホーム・ケアホームの利用者数見込み：37人(平成23年度末)
 - (*第2期南国市障害福祉計画より抜粋)
 - 南国市内でのグループホーム・ケアホームの新規設置を進めます(目標数値：平成26年度までに障害種別のニーズに合わせて3か所設置)。
 - グループホーム・ケアホームの体験利用ができる所があまりない状況なので、新規設置の場合は、体験利用ができる居室を含めるようにします。
- *第2期南国市障害福祉計画における目標数値等(抜粋)
- ・施設入所から地域へ移行する人数(目標数値)：17人(平成23年度末)
 - ・入院から地域へ移行する精神障害者数(目標数値)：9人(平成23年度末)
 - ・地域活動支援センター事業の利用者数(目標数値)：25人(平成23年度)
 - ・福祉ホーム事業の利用者数見込み：10人、その受入先施設：4か所(平成23年度)

～基本目標3「自立支援」～

基本項目①生活支援の充実

(1) 関連制度の充実

<現状と課題>

障害者の自立を支援するため、年金や手当などのさまざまな制度が設けられています。手帳交付時などに各種制度について、説明をするようにしていますが、ニーズ調査において、制度について広報等に掲載してほしいという意見が多いことから、そのような要望に答えていく必要があります。また、『「日常生活自立支援事業（※9）」、「成年後見制度（※10）」、「生活福祉資金（※11）」を知っていますか?』という設問には、知っていると答えた方がそれぞれ約5%という結果でした。制度を知らないために利用ができないということがないように周知徹底を進めていく必要があります。

<施策等>

- 「日常生活自立支援事業」、「成年後見制度」、「生活福祉資金」の内容を記載したチラシを全戸配布します（平成23年度）。また、窓口、広報、ホームページ等で各種制度の周知徹底を図ります。
- 「日常生活自立支援事業」を推進し、知的障害者や精神障害者などに対し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などの援助を行うことにより、在宅での自立した生活を送ることができるよう支援します。
- 「成年後見制度」については、市で、制度利用が困難な者を援助する要綱を定めております。制度周知を図っていくとともに、相談があった場合には、わかりやすい説明を心がけます。
- 「生活福祉資金」の活用について、社会福祉協議会、民生・児童委員（※12）等と連携を深め、制度の周知と適切な利用支援を進めていきます。

※9 日常生活自立支援事業【にちじょうせいかつじりつしえんじぎょう】

障害のある人や高齢者が福祉サービスの利用や金銭管理など日常生活に必要なことについて、自分一人で判断することが難しく困っている場合に、安心して生活が送れるように支援をする事業。

※10 成年後見制度【せいねんこうけんせいど】

知的障害のある人、精神障害のある人など、判断する能力が十分ではない人の財産管理や身上監護（施設への入所・退所などの生活について配慮すること）に関することを後見人にさせることで、本人の利益を守る制度。

※11 生活福祉資金【せいかつふくしきん】

低所得者、障害者または高齢者に対し、経済的自立と生活・社会参加の促進を図り、安定した生活が営まれるよう、必要な指導援助とともに資金の貸し付けを行う制度。

※12 民生・児童委員【みんせい・じどういん】

住民の立場に立ち、社会福祉の増進のため、地域のボランティアとして自発的・主体的な活動をおこなうとともに、関係行政機関の業務等にも協力をしている人。民生委員として委嘱されると、児童福祉法によって児童委員も兼ねることとなる。

(2) 関連委員等の活動の充実

<現状と課題>

障害者の自立支援を手助けするため、さまざまな方に地域に根差した活動をしていただいております。平成 21 年度には、そういった活動をされている方に合同で、障害者の人権についての研修をおこなうなどしております。しかし、現状としては、そういった方の活動をあまりよく知らないという方もいます。今後、研修等を通じて問題点等を検証し、活動の充実や周知を図っていく必要があります。

<施策等>

- 身体障害者相談員・知的障害者相談員（※13）との連携を強化し、研修への積極的な参加を呼び掛けるなど相談員活動の充実を図ります。また、相談員活動の周知徹底に取り組みます。
- 民生・児童委員への研修の際に、障害者関係の内容を充実させるなど、障害のある方への理解、支援の充実などを呼びかけます。
- 人権擁護委員（※14）に、関連する研修等がある際には積極的に参加していただくなど、活動の充実を図ります。

※13 身体障害者相談員・知的障害者相談員【しんたいしょうがいしゃそうだんいん・ちできしょうがいしゃそうだんいん】

地域の中で、障害者と同じ目線に立って相談に応じるなど、障害者福祉の増進に向けた活動をおこなっている人。原則として、身体障害者相談員は身体障害者の人、知的障害者相談員は知的障害者の保護者の方が委嘱されている。

※14 人権擁護委員【じんけんようごいいん】

地域の中で、人権思想を広め、人権侵害が起きないように見守り、人権を擁護していくため、人権相談を受けるなどさまざまな取り組みをおこなっている人。

(3) 防災、緊急時の対応

<現状と課題>

高知県を中心に甚大な被害をあたえるであろう南海地震が今後数十年以内に起こることが予測されています。しかし、ニーズ調査では約2/3の障害者が南海地震等の災害時の避難手段を確保していないという結果がでています。そのような状況も踏まえ、災害や緊急時に障害者の安全を確保する体制を早急に整備することが重要となってきます。また、大規模災害の際に適切な対応などには、行政だけでは対応しきれない面がでてくるため、地域の消防団や自主防災組織等との連携を図っていく必要があります。

<施策等>

- 南国市で起きるさまざまな災害のハザードマップ(※15)を作成し、配布等してまいりました。今後も、そのような情報提供や啓発活動を推進し、市民の防災意識の向上を目指していきます。
- 平成20年度末の市内の自主防災組織は129組織で組織率は約80%となっていますが、中心部の比較的災害が少ない地域では組織ができていないところがあります。今後、全地域での組織化および、組織強化を支援していきます。
- 現在、随時組織単位で訓練やセミナーを行ったり、年4回ほど市全体でも訓練を行ったりしています。今後は、身体障害者など要援護者の避難等に関する訓練をさらに充実させ、一人では避難できない、又は避難手段を確保できていない障害者を地域で共に支え合う体制を築いていけるよう支援していきます。
- 災害時の支援体制を確立するため、「南国市災害ボランティアセンター」(災害時に一時的に立ち上げる、各地から来たボランティアの受付・誘導等を行う機関)体制づくりを進め、年1～2回研修会等を開催します。大規模災害時には「南国市災害ボランティアセンター」を迅速に立ち上げ、災害ボランティアの支援・指導をおこないます。
- 地域の消防団や自主防災組織に要援護者の情報を開示するためには、個人情報保護の問題があり、本人の同意が必要となります。今後、援護の必要性がある方の同意をいただき、要援護者台帳の整備を進め、地域の要援護者支援体制の整備に取り組んでいきます。

※15 ハザードマップ【はざーどまっぷ】

災害時の危険区域などを示したマップ。南国市では、南国市防災マップ(全戸配布)、地震・津波防災マップ(全戸配布)、物部川・国分川洪水ハザードマップ(全戸配布)、土砂災害ハザードマップ(指定地区に配布)などが作成されている。

基本項目② 雇用、就労の充実

(1) 雇用、就労の促進

<現状と課題>

障害者自立支援法の施行後、就労に向けての支援等により、一般就労につながるケースもありますが、障害者の雇用、就労については未だ十分な状況ではありません。ニーズ調査では、働きたいが就労条件が合わない、周りの人の理解が得られないなどの意見がありました。障害者の自立や社会参加にとって就労は重要な問題であることを認識し、就労条件に合う職場を確保する取り組みを官民一体となって進めることが課題といえます。

南国市の職員につきましては、平成 21 年度当初現在、障害者雇用率は 2.43%となっており、法定雇用率（※16）（2.1%）を充足しています。

<施策等>

- 南国市職員の障害者雇用体制の整備を進め、今後も法定雇用率以上の雇用を行えるように努めます。
- 障害者就業・生活支援センター（※17）、ハローワーク、障害者職業センター（※18）等と連携しながら、一般企業への雇用・就労を促進します。また、法定雇用率を達成するように働きかけます。
- 障害者にとっての就労の重要性を啓発し、また、障害の状況や精神的な不安などにもきめ細かく対応できるような相談体制を整備していきます。
- 在宅でできる仕事の情報提供を進めます（JA、個人など）。

*第2期南国市障害福祉計画における目標数値（抜粋）

- ・福祉施設から一般就労に移行する人数（目標数値）：4人以上（平成23年度）

※16 法定雇用率【ほうていこようりつ】

障害者の雇用の促進に関する法律に基づき、雇用しなければならないとされている身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用率。

※17 障害者就業・生活支援センター【しょうがいしゃしゅうぎょう・せいかつしえんせんたー】

仕事に就きたい障害者や仕事をしている障害者の様々な相談・支援を、いろいろな機関と連携して行う機関。

※18 障害者職業センター【しょうがいしゃしよくぎょうせんたー】

就職を希望する障害者に対して、ハローワークが行う職業紹介の業務と連携しながら、就職のための相談、職業準備支援事業等を実施し、障害者が職場に定着できるように支援を行う機関。

(2) 福祉的就労の場の拡充

<現状と課題>

障害者が一般就労をする場合には、就労前の実習先を確保し、就労移行支援事業所（※19）を活用するという方法が重要になります。また、一般就労が難しい場合などには、就労継続支援A型事業所（※20）、B型事業所（※21）、授産施設（※22）、小規模作業施設（※23）などが必要になります。

現在、南国市内外のこれらの福祉就労事業所等を利用している方は約100名いますが、今後も、障害者が安心して働き、社会参加ができるように福祉的就労の場の拡充を図ることが必要です。

<施策等>

- 福祉就労事業所等の職場環境向上を支援するとともに、希望に合ったサービス利用が受けられるよう事業所等との連携を強化します。また、3障害の受け入れをしてもらうよう働きかけます。
- 障害者就業・生活支援センター、地域活動支援センター「南国」、商工会等と連携し、就労前の実習先を確保します。
- 現在、冊子の印刷等を授産施設に注文するなど、仕事のあっせん等を進めています。今後も、市の仕事の注文を福祉就労事業所にあっせんできるよう取り組んでいきます。
- 市庁舎などで、随時、施設利用障害者の方などに物品（花など）の販売をしに来ていただいています。今後、商店街などでの良心市、土曜日、軽トラ市等での出品もできるよう働きかけます。
- *就労移行支援の利用者数（目標数値）：8人（平成23年度）
*就労継続支援A型の利用者数（目標数値）：8人（平成23年度）
*就労継続支援B型の利用者数（目標数値）：88人（平成23年度）
（*それぞれ第2期南国市障害福祉計画より抜粋）
→障害者が働ける場である小規模作業施設等の新たな設置を支援し、整備を進めます（1か所）。

※19 就労移行支援事業所【しゅうろういこうしえんじぎょうしょ】

就労を希望する障害者が、生産活動等を通じて、就労に必要な知識や能力を身に付ける事業所。

※20 就労継続支援A型事業所【しゅうろうけいぞくしえんえーがたじぎょうしょ】

通常の事業所に雇用されることが困難な障害者が、生産活動等を通じて訓練を行う事業所で、雇用契約に基づく就労の機会を提供する事業所。

※21 就労継続支援B型事業所【しゅうろうけいぞくしえんびーがたじぎょうしょ】

通常の事業所に雇用されることが困難な障害者が、生産活動等を通じて訓練を行う事業所で、A型事業所以外の事業所。

※22 授産施設【じゅさんしせつ】

就職することが難しい障害者が、必要な支援を受けながら職業技術を身に付けるための施設。

※23 小規模作業施設【しょうきぼさぎょうしせつ】

就職することが難しい障害者が働く場、活動の場で、障害者自立支援法の指定事業所等にならない施設。

～基本目標4「地域でともに生きる」～

基本項目①文化、スポーツ活動の促進

(1) 文化活動への参加促進

<現状と課題>

市で文化的なイベントをおこなう際には、可能な限り、障害がある方でも参加ができるような体制を整備しています。障害があってもうおいのある文化的な生活を送ることができるように、多くの文化活動に参加する機会をつくっていくことが重要となります。

<施策等>

- 各種イベントなどあらゆる文化活動の際には、障害のある人もない人も同じように参加できる体制づくりに努めます。
- 各種イベント等のパンフレットや広報活動は誰もがわかりやすいものとなるように努めます。
- さまざまな文化活動を行っている団体等と協力をして、文化活動の振興を図ります。
- 文化活動等を行う施設のバリアフリーを進めます。

(2) スポーツ活動への参加促進

<現状と課題>

毎年、市立スポーツセンターで障害者卓球大会を行っています。また、高知県障害者スポーツ大会の際などには、出場者の支援を行っています。ニーズ調査での、「どのようなスポーツに参加したいですか？」の問いには、さまざまなスポーツをお答えいただきましたが、そのなかでもボウリングという意見が多くありました。そのような意見も踏まえ、障害者が健康的な生活をおくることができるように自由にスポーツに取り組めるための環境をつくっていく必要があります。

<施策等>

- 市立スポーツセンター等を活用して、参加者が交流を深め、健康維持に貢献できるようなスポーツ活動を考案・推進していきます。
- 県などが開催するスポーツ大会の際には、積極的に参加を呼び掛けるとともに、移動手段の確保等にも努めます。
- さまざまなスポーツ活動を行っている団体等と協力をして、障害者のスポーツ活動の振興を図ります。

(3) レクリエーションへの参加促進

<現状と課題>

保健福祉センター、南国市社会福祉協議会、地域活動支援センター「南国」などで、料理教室や遠足などのレクリエーションをおこなっています。ニーズ調査での、「どのようなレクリエーションに参加したいですか？」の問いには、映画鑑賞や旅行などに参加したいとの意見も多くありました。そのような意見も踏まえ、障害者と家族の方がレクリエーションに気軽に参加できるような環境づくりを進めていく必要があります。

<施策等>

- レクリエーションの参加者のニーズを把握し、新しい活動の考案や、活動充実を図っていきます。
- さまざまな活動を行っている支援団体等と協力をして、レクリエーション活動の促進に努めます。

基本項目②やさしい環境づくり

(1) やさしいまちづくりの促進

<現状と課題>

市で新しく歩道のある道をつくる際は、点字ブロックの設置や、段差解消等に取り組んでいます。また、市役所や小・中学校の障害者用トイレの設置・改築なども進めています。今後も、社会のノーマライゼーション化を目指し、「高知県ひとにやさしいまちづくり条例（※24）」等の活用を図りながら、障害の有無に関わらず、安全かつ快適に日常生活を送れるまちづくりを進めていく必要があります。

<施策等>

- 障害者にやさしい道づくりを推進します。
- どのような方でも簡単に使えるトイレの普及を推進します。
- 既存の公共施設、公園等についてもバリアフリー対応となるように整備を進めていきます。

※24 高知県ひとにやさしいまちづくり条例【こうちけんひとにやさしいまちづくりじょうれい】

県、市町村、事業者及び県民を対象として、障害者、高齢者等が安全かつ快適に利用することができる施設等の整備やその他のひとにやさしいまちづくりのために必要な施策を推進することを定めた条例。

(2) 移動手段の充実

<現状と課題>

現在、一定の障害がある方に、タクシーの利用や給油の際に金券として利用ができる「福祉タクシー利用券・福祉給油券」の交付や、外出時にガイドヘルパーを派遣する「移動支援事業」などをおこなっています。ニーズ調査では、買い物等でガイドヘルパーを利用したいが、利用の仕方がわからないという意見が多数ありました。また、公共交通機関の利用の仕方を知らないとの回答もありました。障害者が移動に不自由しないよう、移動手段を確保して、社会参加の促進や日常生活の利便を図る必要があります。

<施策等>

- 「移動支援事業」の相談窓口や広報での周知徹底、内容充実を図ります。
- 南国市社会福祉協議会のリフト付きバスの利用促進、ボランティアとの連携など、移動手段の確立を図ります。
- 「福祉タクシー利用券・福祉給油券」の交付を継続していきます。また、対象者の充実等も検討していきます（目標：平成23年度に精神障害者を支給対象に追加）。
- バス等の公共交通機関の確保や利用方法のわかりやすい説明、福祉タクシーの周知等を進めて、自立した移動ができるよう支援します。

(3) 居住環境の整備

<現状と課題>

ニーズ調査では今後暮らしたい場所として、半数以上の方が自宅と回答し、次いで公営住宅との意見が多くありました。現在、障害者が住宅改造をおこなう際には補助金の交付をおこなっています。また、車椅子対応の公営住宅の建設等もおこなってきました。今後も、障害があっても、住み慣れた地域で安心して生活ができるように、居住環境の整備を促進していく必要があります。

また、障害者が賃貸契約をおこなう際に保証人がいなくて困ったり、障害を理由に入居を断られたりする問題があることから、そういったことの解決に向けた取り組みを進めることも課題となります。

<施策等>

- 引き続き、ニーズに合わせて、バリアフリー対応の公営住宅の整備を進めていきます。
- 障害者向けの住宅改造補助制度の周知徹底や利用の支援に努めます。
- 障害の状況やニーズに合った場所に居住できるよう、相談・支援体制を強化していきます。
- 障害者が賃貸契約を行う際、入居予定者と家主両方へのフォローができる体制づくりについて南国市障害者自立支援協議会で協議を進めていきます（平成22年度から）。

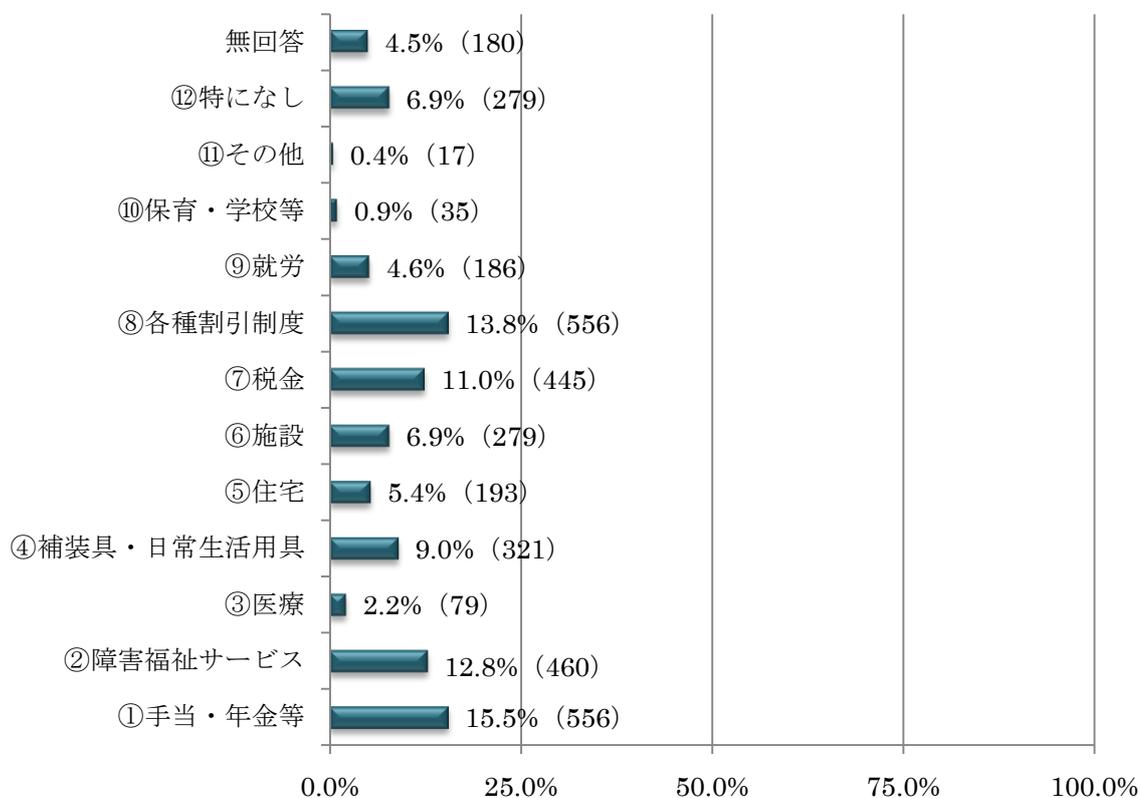
参考資料

アンケート集計結果報告

1. 調査の目的 南国市の障害者の状況やニーズを把握し、南国市の実情にあった障害者計画を策定するための資料とする。また、今後の南国市福祉行政の指標とする。
2. 対象 南国市在住（施設入所者は市外の場合あり）で下記条件に該当する方
 - ①身体障害者手帳をお持ちの方
 - ②療育手帳をお持ちの方
 - ③精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
 - ④自立支援医療（精神通院医療）を受給されている方
 - ⑤難病患者の方で特定疾患医療受給者証をお持ちの方（市町村への情報提供に承諾をいただいた方のみ）
3. 調査方法 自宅もしくは利用している施設へアンケート調査票を郵送して回答を記入していただき、返信用封筒で返送していただく。アンケートは無記名とする。
4. 調査時期 平成 21 年 10 月 1 日にアンケート調査票を発送。平成 21 年 10 月 31 日までに返送していただくこととする。
5. 回答状況

郵送総数	返送総数	回答率
3,155	1,565	49.6%

広報やホームページに載せてほしいこと（重複回答可）



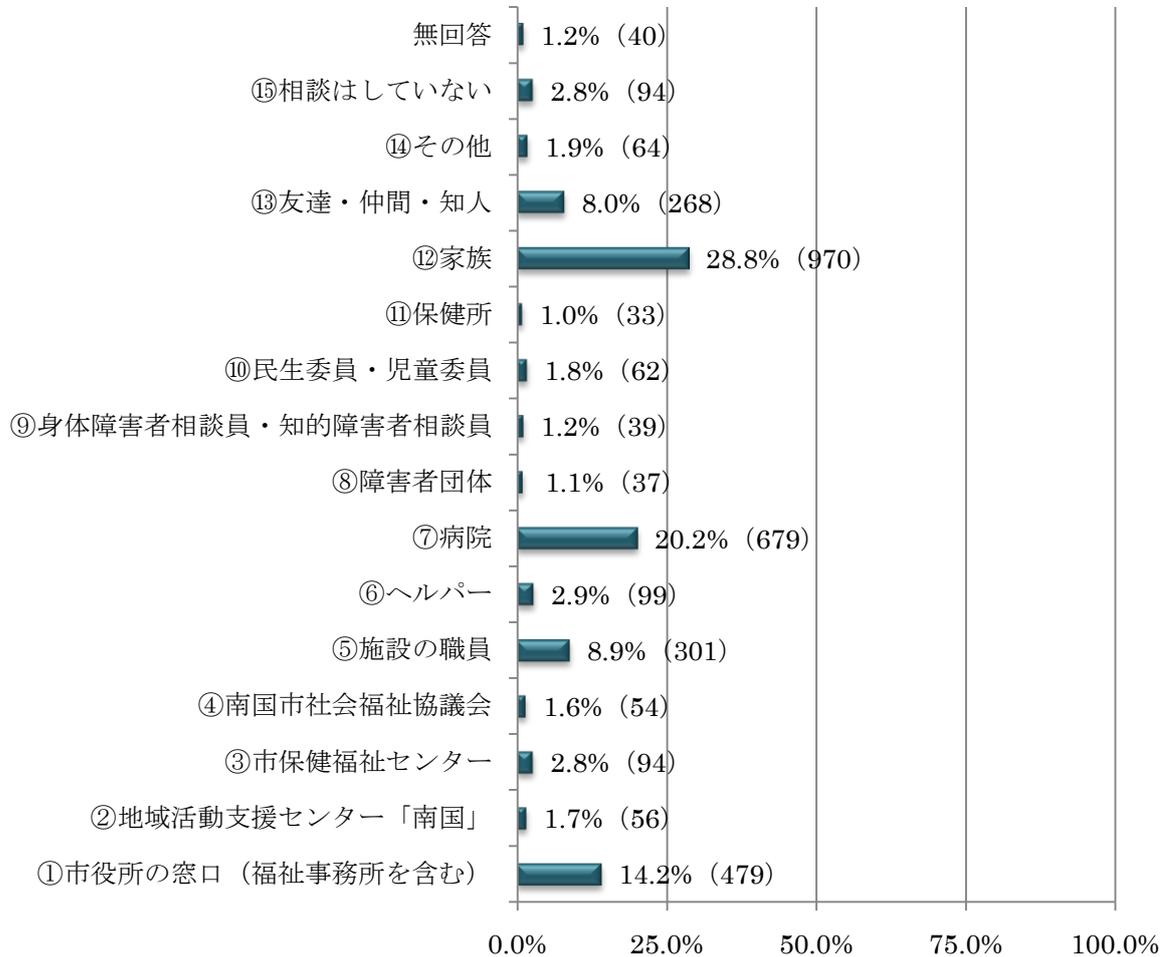
その他の意見（抜粋）

- 地域包括センター、市保健福祉センター、南国市社会福祉協議会などは、どういう時に、どこに行けば良いか
- 自立支援に向けて活動する法人施設、支援する団体
- 障害者が困った時の対処法を具体的に教えてほしい
- 障害者の交流できるイベント

さまざまな情報を広報やホームページに載せてほしいという意見がありますが、なかでも手当・年金等、障害福祉サービス、各種割引制度などについての要望が高いことがうかがえます。

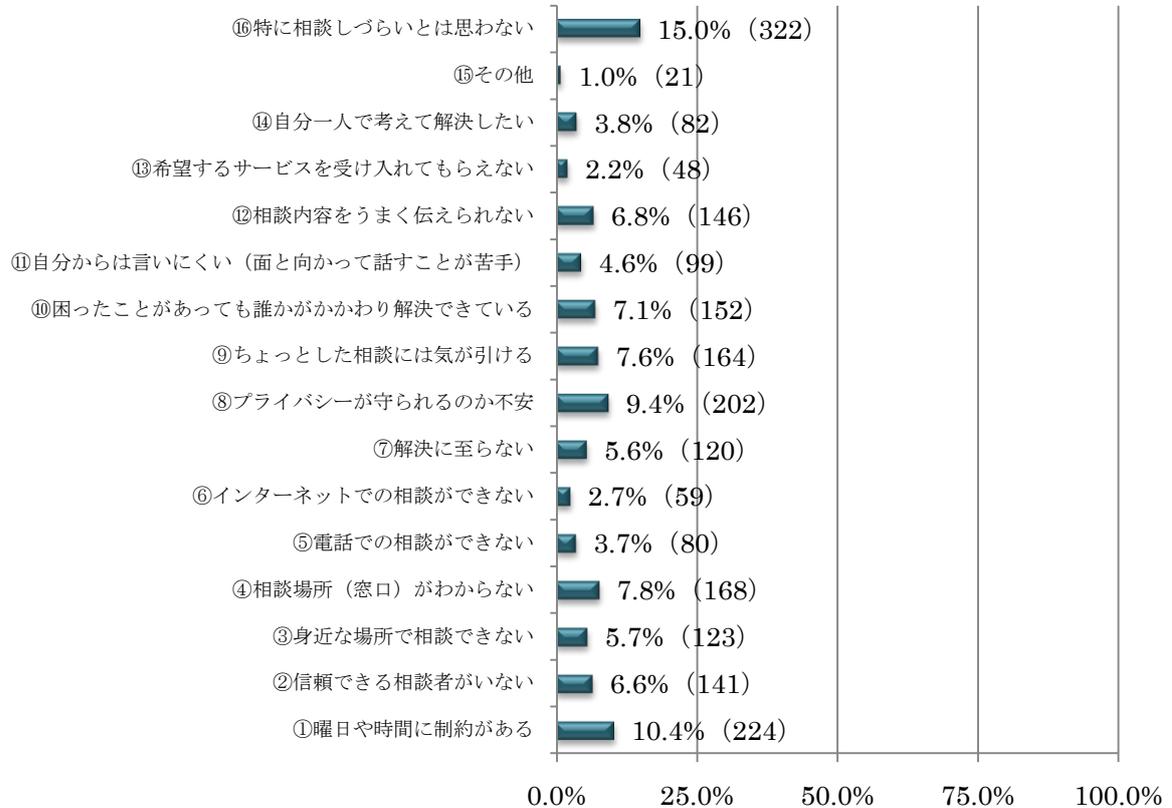
これらの結果を踏まえ、ニーズの高いものを中心に広報やホームページでの情報提供を充実させていくことが求められます。

困った時の相談相手（重複回答可）



困ったことがあるときや必要な支援を受けたいときには、相談する相手や機関が必要になります。相談する相手としては、家族という方が一番多いですが、市役所、施設、病院などの職員という方も多いことがわかります。市が相談支援事業を委託している地域活動支援センター「南国」という意見が比較的少ないので、周知を進める必要があるとも考えられます。

相談しづらいと感じる理由（重複回答可）



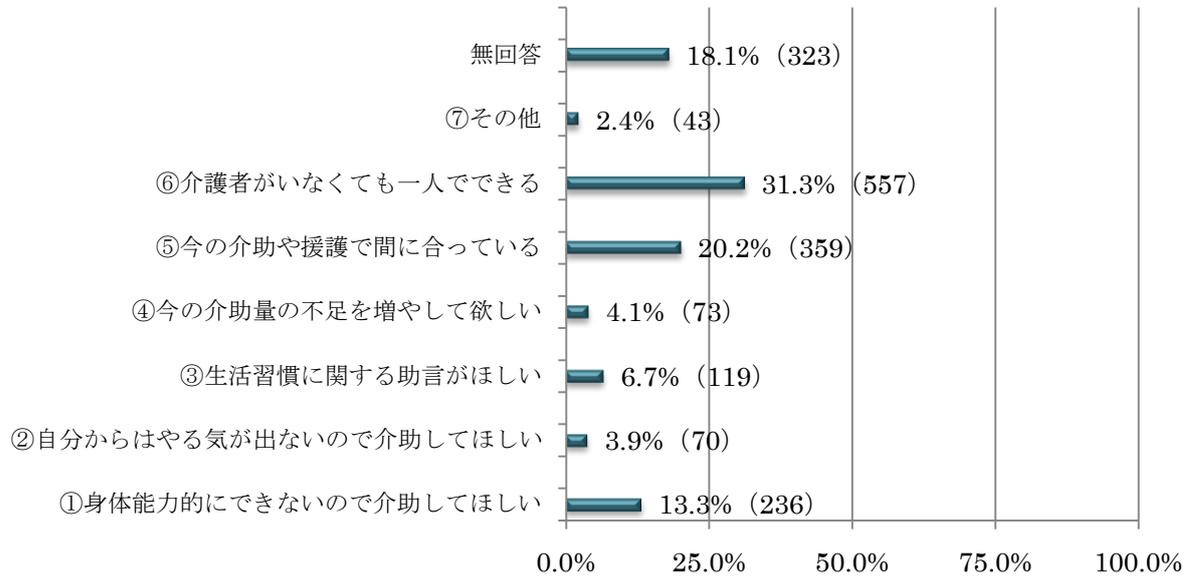
その他の意見（抜粋）

- どんなサービスがあるかこちらに知識がないと聞き出せない
- 相手によって相談しづらい
- 自分一人ではどうしていいかわからない
- 障害者の尊厳が無視されている
- 人に迷惑をかけたくないので、相談しにくい
- 金銭に関わる事だから相談してもどうしようもない

さまざまな相談しづらい理由があることがうかがえます。なかでも、曜日や時間の制約、プライバシーが守られるのか不安、相談場所（窓口）がわからないなどの理由が多いといえます。

これらの結果を踏まえ、行政として可能なことから順次改善をしていき、障害者が相談をしやすい体制を整えていく必要があります。

介助や援助について（重複回答可）

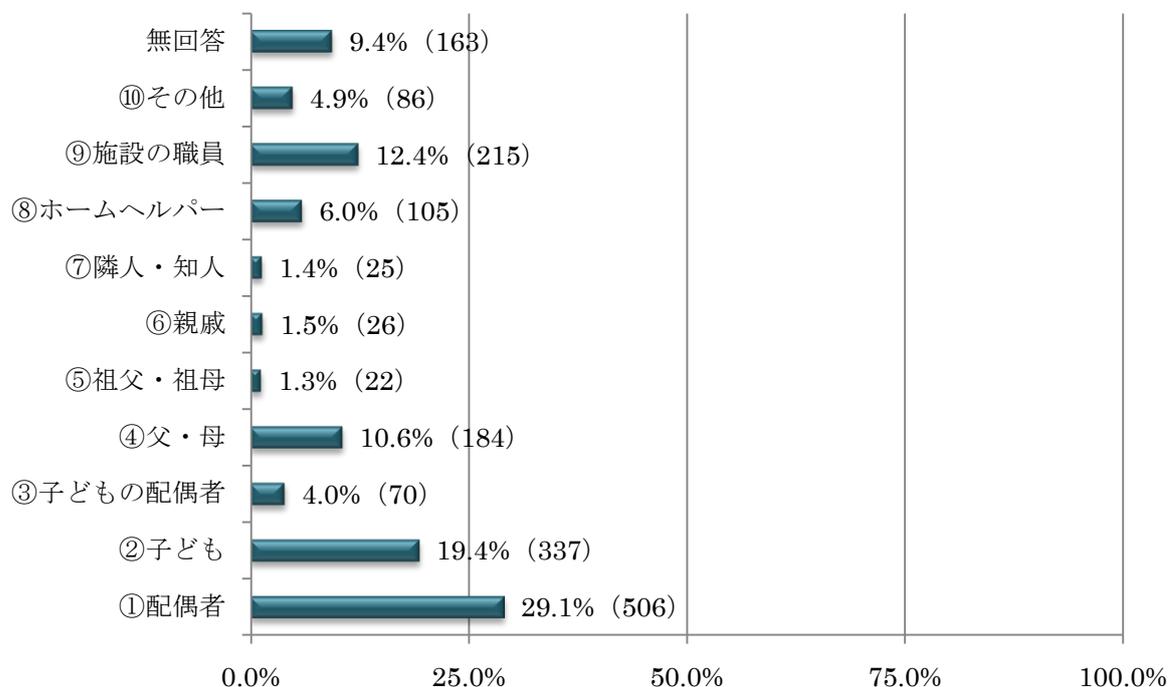


その他の意見（抜粋）

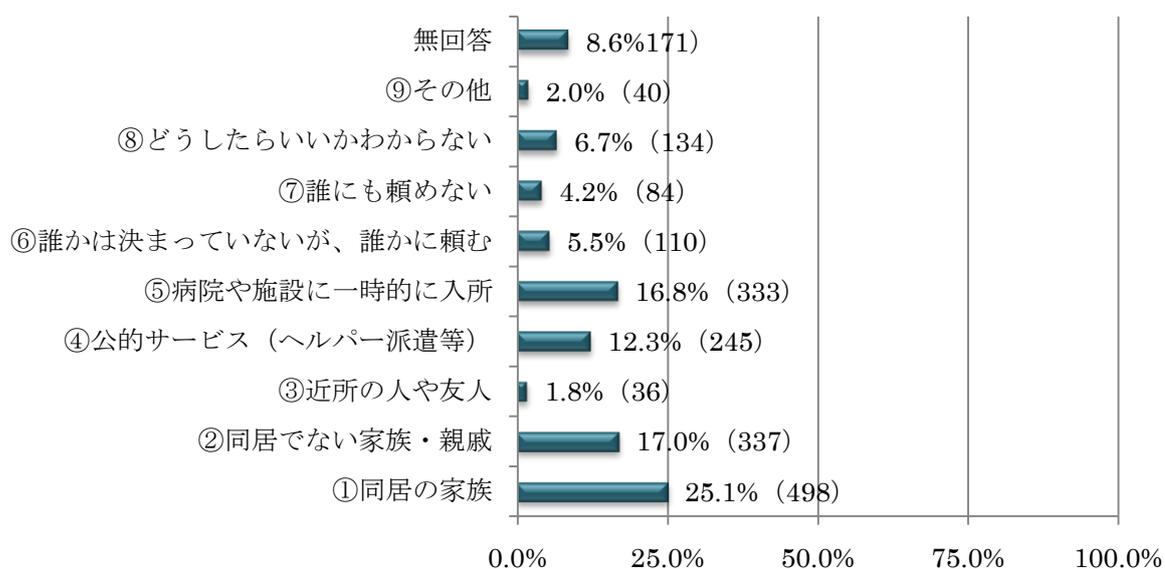
- 家族が夜勤で留守の時に介助してほしい
- 今は一人で出来るが、将来一人で出来るか不安有り
- どの施設も大人ばかりで小学生などを預けられない
- 出来るだけ自分でするが介助が必要な時もある
- 相談できる病院が少ない
- 夜間の行動に不安がある

「今の介助で間に合っている」、「介護者がいなくても一人でできる」という意見が多いですが、「介助量が不足している」という意見もあります。それぞれのケースに応じて、必要な介助や援助が受けられるようにすることが求められます。

介護をしている方

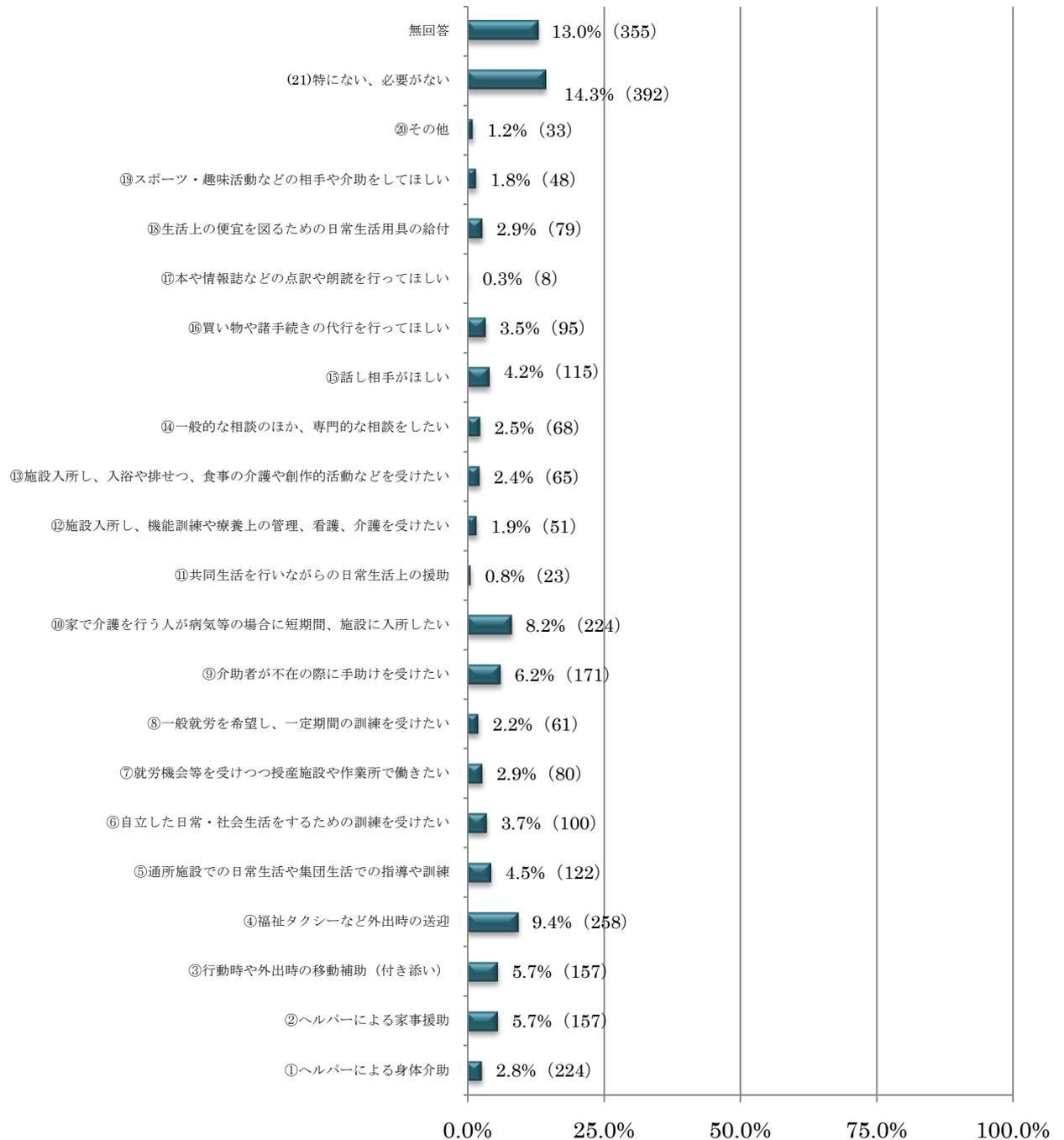


現在の介護者が介助できなくなった場合、誰に頼むか



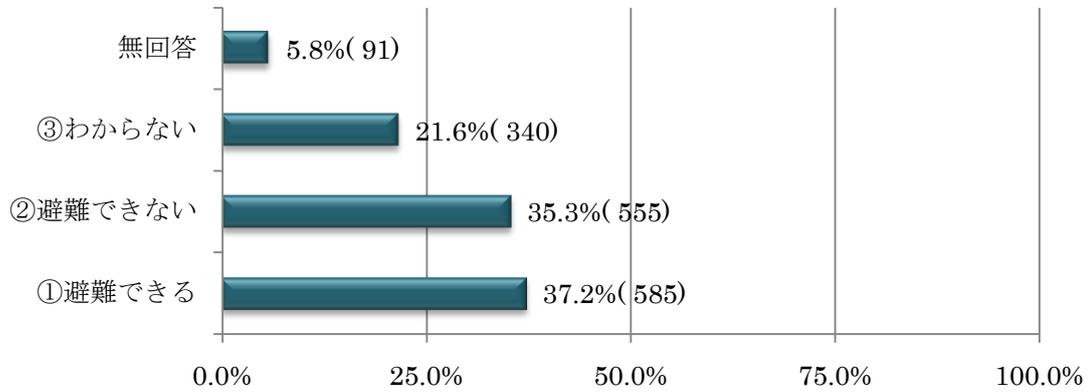
現在の介護者が介助できなくなった場合、「どうしたらいいかわからない」、「誰にも頼めない」という方がいることがわかります。このような場合でも、障害者が介助に困ることのないような体制を整備する必要があります。

受たいサービス（重複回答可）

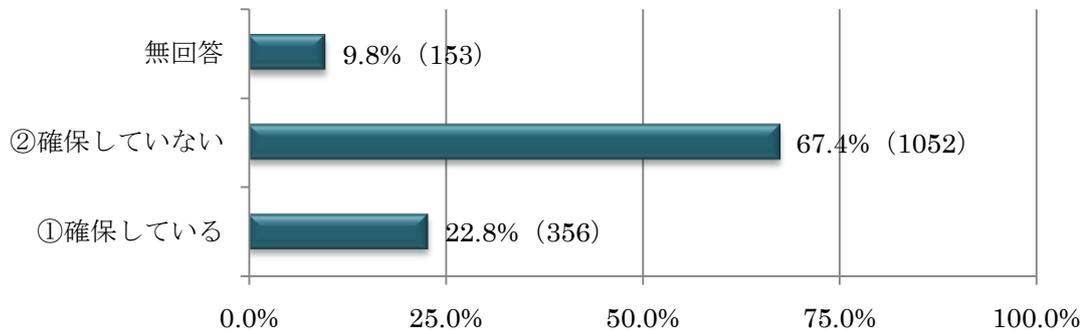


さまざまなサービスを受けたいという意見があることがわかります。ニーズに応じて、必要なサービスを提供できる体制の整備を進めていくことが求められます。

災害時に一人で避難できるか



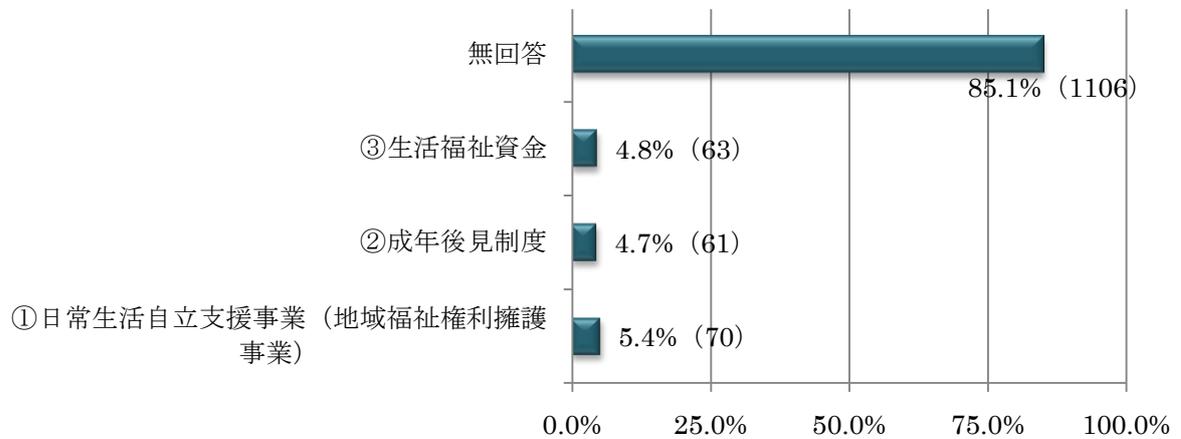
南海地震等の災害時の避難手段を確保しているか



災害時に一人で避難ができない、また、避難手段を確保していないという方が多数いることが見受けられます。

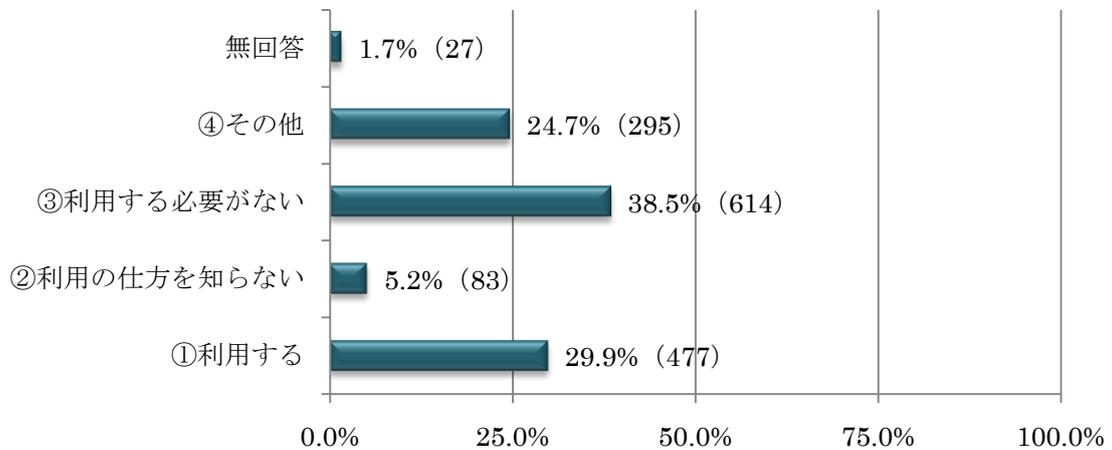
障害がある方でも災害時に無事に避難できるようにするため、行政だけでなく、地域全体で支え合えるような体制を早急に確立する必要があります¹。

次の自立支援制度を知っているか（重複回答可）



「日常生活自立支援事業」、「成年後見制度」、「生活福祉資金」ともに、知っていると答えた方は5%程度という結果であり、制度の周知を進める必要があるといえます。

公共交通機関を利用するか（重複回答可）

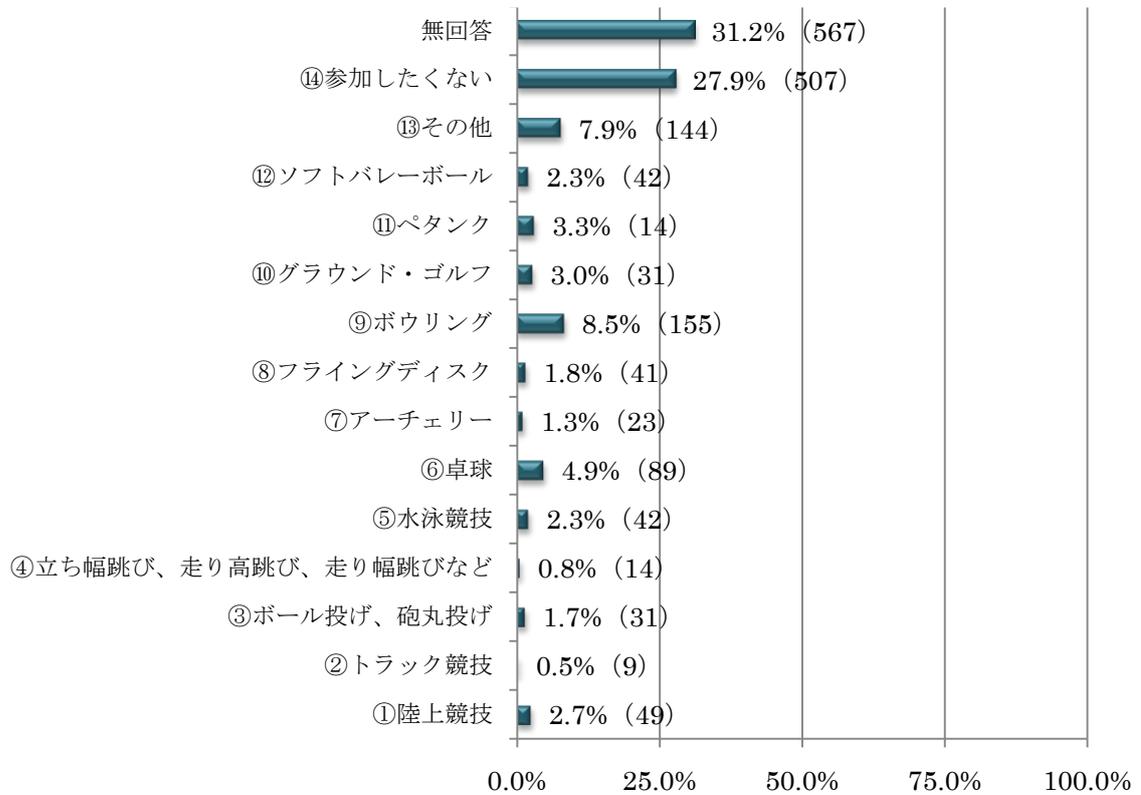


その他の意見（抜粋）

- 利用したくても交通機関が無い
- 利用したいがバス停まで行けない
- 身体的に出来ない

「利用の仕方を知らない」、「利用したくても交通機関がない」などの意見があるため、公共交通機関の確保や、利用方法のわかりやすい説明を進めていくことが求められます。

参加したいスポーツ（重複回答可）

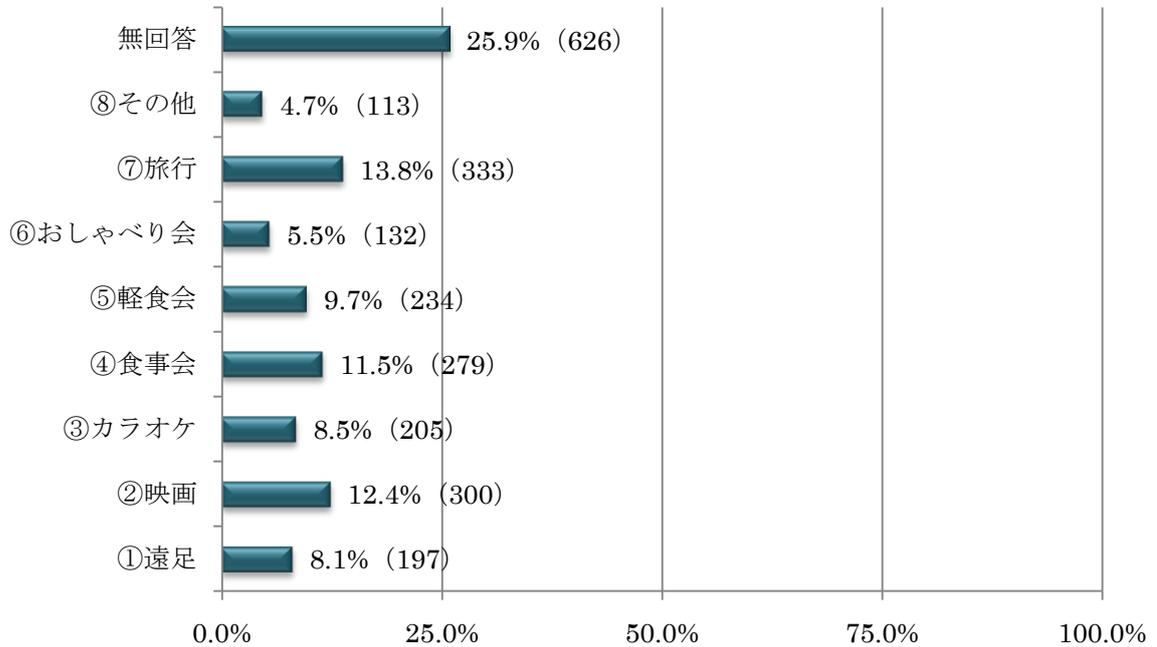


その他の意見（抜粋）

- テニス
- ゴルフ大会
- ソフトボール
- 卓球バレー
- 剣道
- バスケットボール
- バドミントン
- 風船バレー
- バウンドテニス
- フットベースボール

さまざまなスポーツに参加したいという意見をいただきました。なかでも、卓球やボウリングという意見が多いことがわかります。障害があっても自由にスポーツに取り組めるような環境整備を進めることが求められます。

参加したいレクリエーション（重複回答可）

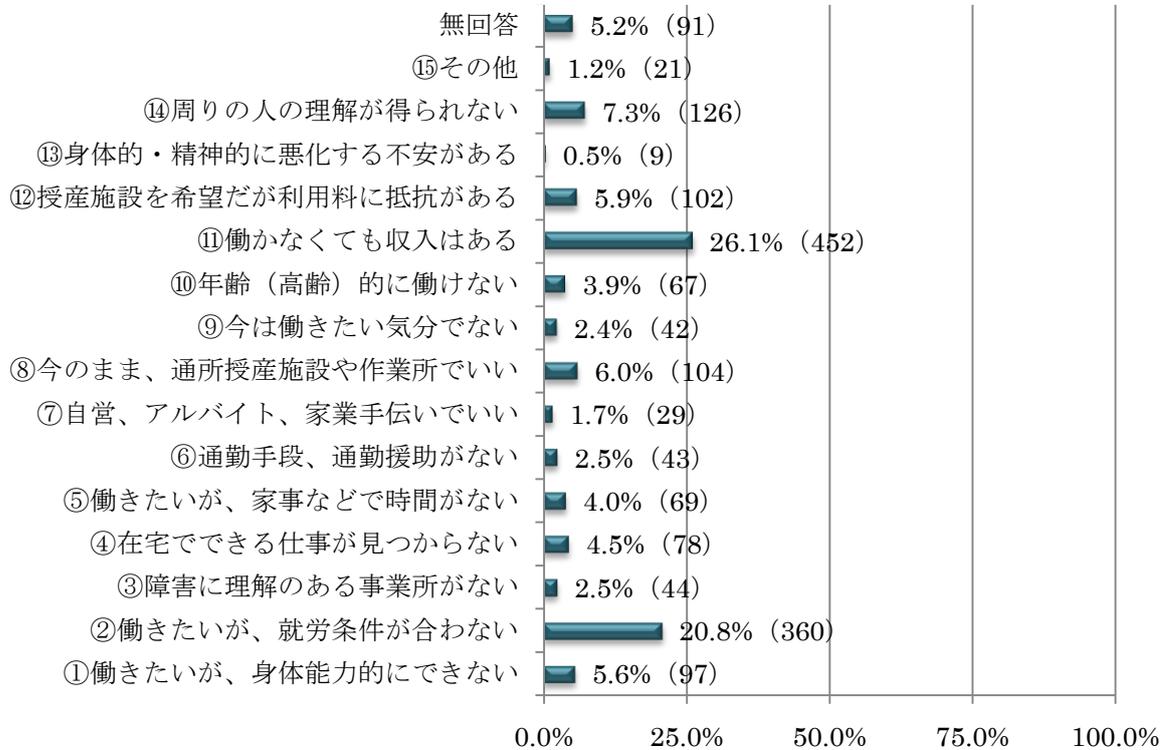


その他の意見（抜粋）

- 化石、蝶、植物分布研究会
- 脚の筋肉をつけるレクリエーション
- 温泉
- アマチュアカメラマンの会
- サイクリング
- 遊園地
- 絵画、陶芸、硬筆
- 刺繍
- パソコンでデジカメを自由に編集できるような講座
- 釣り
- ドライブ
- 俳句
- 音楽療法やコンサート
- ゴルフコンペ
- 囲碁将棋
- 生涯学習
- スポーツフェスティバル
- お花見
- ラフティング、キャンプ
- 花火大会

アンケート項目に加えて、その他の意見としてもさまざまなレクリエーションを挙げていただいております。ニーズに合わせて、多くの方が参加しやすいレクリエーションを提案していくことが求められます。

一般就労していない理由

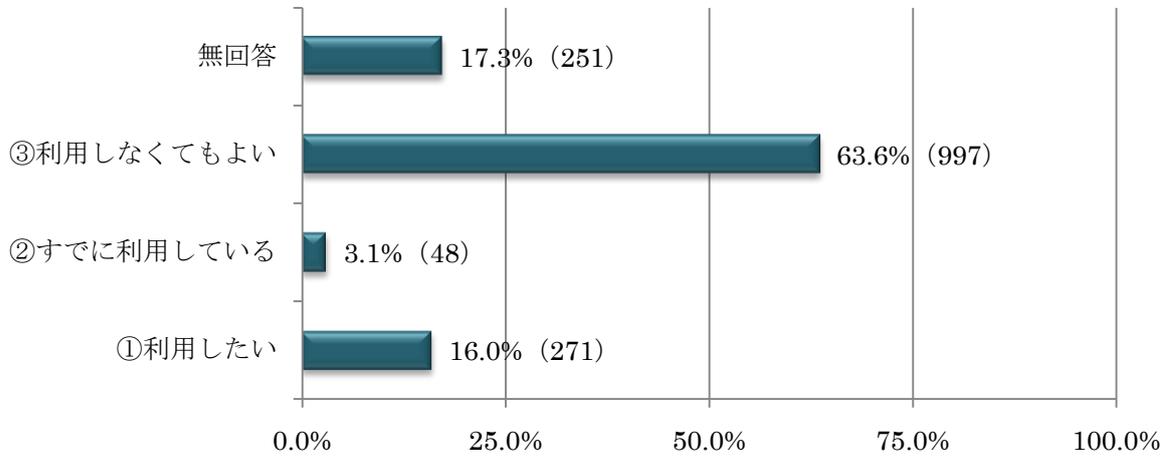


その他の意見（抜粋）

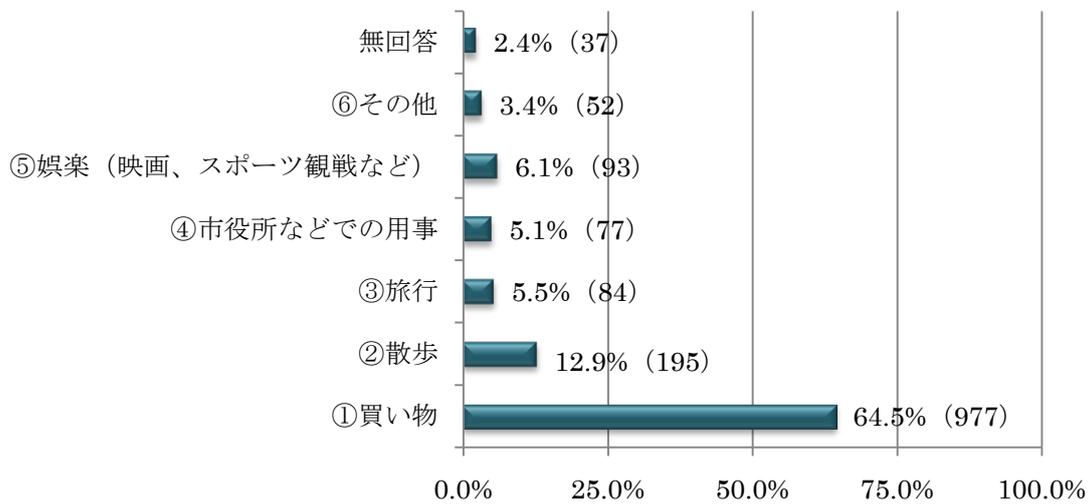
- 働かなくて良いので、いろいろ趣味で教室に通っている
- 医者より禁止されている
- 通院の日と訪問看護の日だけ休める仕事がない
- 人と協調性が持てない
- 時間と体力がない

さまざまな理由がありますが、「働きたいが、就労条件が合わない」という意見が多いことがわかります。就労条件に合う職場を確保する取り組みを官民一体となって進める必要があります。

外出時のガイドヘルパーの利用



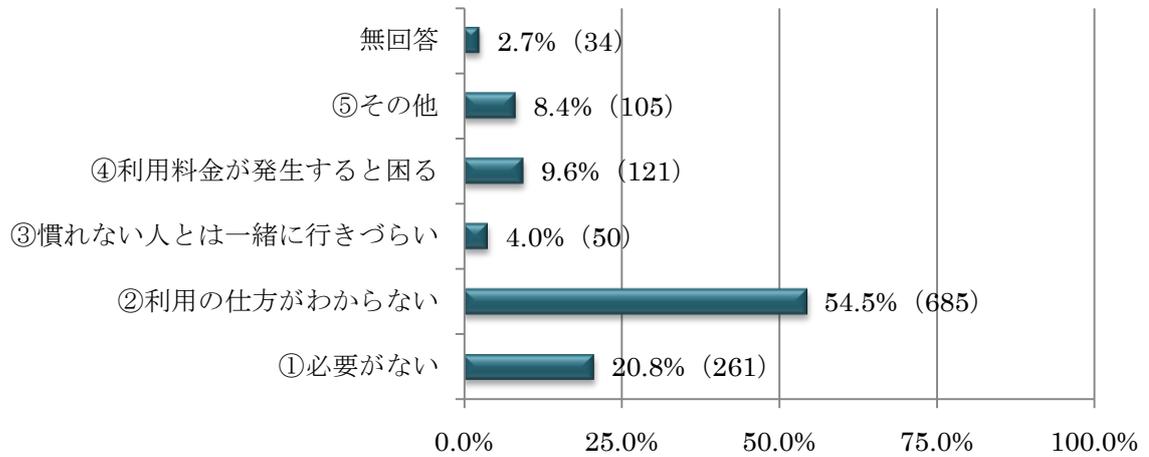
どのような外出にガイドヘルパーを利用したいか（重複回答可）



その他の意見（抜粋）

- 通院、通学、通勤
- 重い物などの移動がある場合
- 散髪など

ガイドヘルパーを利用していない理由（重複回答可）

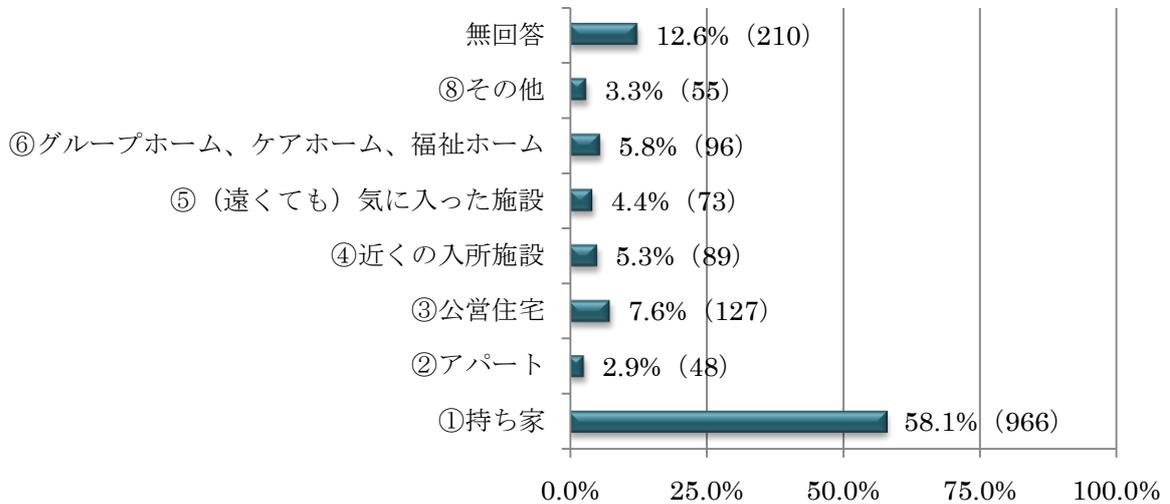


その他の意見（抜粋）

- 身体的な理由で、外出が困難なため

外出時の付き添いとしてのガイドヘルパーについては、買い物や散歩などのときに利用したいという方が多い一方で、利用の仕方がわからないので利用していないという方も多いことがわかります。必要な支援が受けられないということがないように、窓口等での説明や広報活動を充実させていく必要があります。

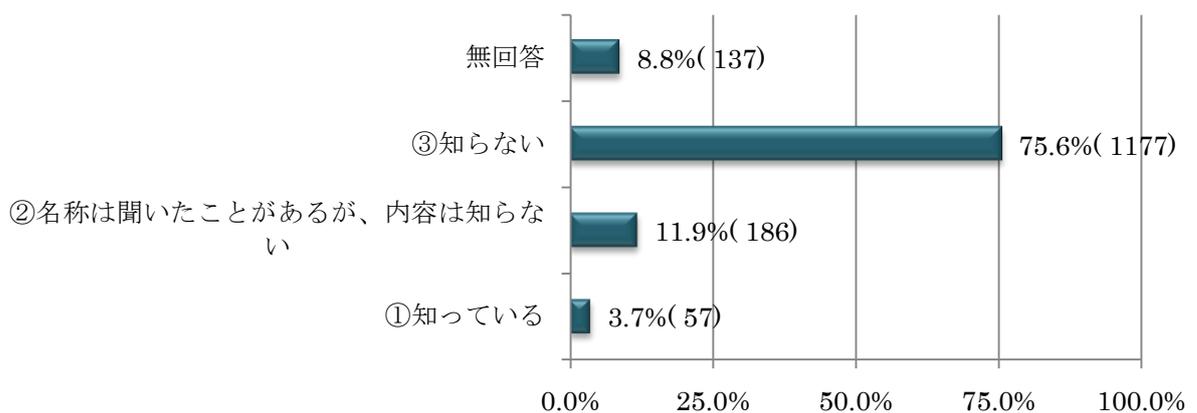
今後暮らしたい場所



さまざまな意見がありますが、住み慣れた地域で暮らし続けたいという方が多いことがわかります。在宅生活を送るうえでの支援や、障害者が入居できる住宅等を充実させることが求められます。

南国市障害福祉計画、南国市障害者計画(なんこくフライトプラン)

を知っているか



南国市の障害者の計画について知らないという方が多いということがわかります。南国市の障害者施策のあり方を知っていただくためにも、これらの計画の周知を進めていくことが課題といえます。

南国市自立支援協議会委員名簿

	氏 名		備 考
1	澤村 豊	会長	南国市社会福祉協議会会長
2	濱口 憲正	副会長	南国市手をつなぐ育成会会長 ・ きてみいや施設長
3	藤澤 功賀		地域活動支援センター「南国」センター長
4	野村 英一		国府寮寮長
5	山本 忠明		通所授産施設 なんこく 施設長
6	中村 武		株式会社コーセー代表取締役
7	田中 正哉		南海学園園長
8	山本 健司		土佐希望の家常務理事
9	中村 富佐子		きてみいや理事長
10	大内山 博子		精神障害者家族代表
11	窪川 遊亀子		心身障害者家族代表
12	今井 義則		南国市身体障害者協議会会長
13	浜田 成亮		高知県難病団体連絡協議会理事長
14	中澤 宏之		南国病院院長
15	山本 和久		障害者就業・生活支援センター ゆうあい支援ワーカー
16	谷口 千海		高知公共職業安定所所長
17	福田 俊樹		県立山田養護学校校長
18	坂本 源一		南国市商工会会長
19	田上 豊資		高知県中央東福祉保健所所長
20	由原 隆一		南国市民生児童委員協議会会長
21	島崎 俊二		南国市保健福祉センター所長
22	山内 幸子		南国市保健課長
23	正木 敬造		南国市教育委員会学校教育課長
24	谷田 豊		南国市福祉事務所長

南国市自立支援協議会 計画部会委員名簿

	氏 名		備 考
1	今井 義則	部会長	南国市身体障害者協議会会長
2	濱口 憲正		南国市手をつなぐ育成会会長 ・ きてみいや施設長
3	野村 英一		国府寮寮長
4	長尾 恭代		ウィール社社長
5	山本 忠明		通所授産施設 なんこく 施設長
6	田中 正哉		南海学園園長
7	大内山 博子		精神障害者家族代表
8	窪川 遊亀子		心身障害者家族代表
9	浜田 成亮		難病団体連絡協議会理事長
10	西岡 満		高知県中央東福祉保健所健康障害課長
11	由原 隆一		南国市民生児童委員協議会会長
12	松本 聡		地域活動支援センター「南国」主任相談支援員
13	村田 知子		南国市保健福祉センター技査

第二次南国市障害者基本計画策定経過

平成21年 7月22日	第1回計画部会
平成21年 9月 3日	第2回計画部会
平成21年11月19日	第3回計画部会
平成22年 1月21日	第4回計画部会
平成22年 3月 4日	第5回計画部会
平成22年 3月18日	南国市障害者自立支援協議会 全体会